

平成23年7月25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田 裕陽

平成23年度税制改正法 6月22日成立

一 当初改正案との相違、適用時期一

東日本大震災の影響で先送りされていた23年度税制改正が、6月22日「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」として成立了。当初改正案（1月17日FAX情報NO.470にて既報）の一部のみの成立でした。

◎法人税関係

- ・法人税率引下……継続協議（廃案ではなく第2次補正予算と併せて引続き協議。ただし24年度税制改正への先送の公算大；以後継続協議の場合同じ）
- ・欠損金繰越控除期間延長……継続協議
- ・雇用促進税制創設……成立；23年4月1日～26年3月31日に開始する事業年度で適用
- ・減価償却見直し……継続協議

◎所得税関係

- ・給与所得控除見直し……継続協議
- ・役員の給与所得控除見直し……継続協議
- ・勤続5年以下の法人役員の退職金課税見直し……継続協議
- ・成年扶養控除の縮減……継続協議
- ・年金所得者の申告手続き負担の軽減……成立；平成23年分以後適用

◎相続税関係

- ・基礎控除引き下げ……継続協議
- ・最高税率引き上げ……継続協議
- ・死亡保険金非課税枠縮減……継続協議
- ・未成年者控除額・障害者控除額の引き上げ……継続協議

◎贈与税関係

- ・20歳以上の直系卑属への贈与税率の緩和……継続協議
- ・相続時精算課税制度の適用対象拡大……継続協議

◎消費税関係

- ・免税事業者の要件見直し……成立；平成25年1月1日以後開始事業年度から適用
前々事業年度の課税売上高が1000万円以下でも、前事業年度の開始から6ヶ月間の課税売上高が1000万円超の場合、当事業年度は課税業者となる。
- ・仕入税額控除の「95%ルール」見直し……成立；平成24年4月1日以後開始事業年度から
今まで消費税納税額計算上、課税売上割合（課税売上高／（課税売上高+非課税売上高））が95%以上の場合、課税仕入の消費税額全額控除であったが、改正後は課税売上5億円超の事業者については課税売上割合に応じた金額のみ控除。